

所 管 事 項 調 査 ②

【目次】

ページ

1 指定管理者の更新の方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
-----------------------------------	---

（長崎市体験の森、長崎市道の駅夕陽が丘そとめ、長崎ペンギン水族館、
たちばな漁港有料駐車場、高島海水浴場、高島ふれあいキャンプ場、飛島磯釣り公園）

水 産 農 林 部

令和6年6月

1 指定管理者の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

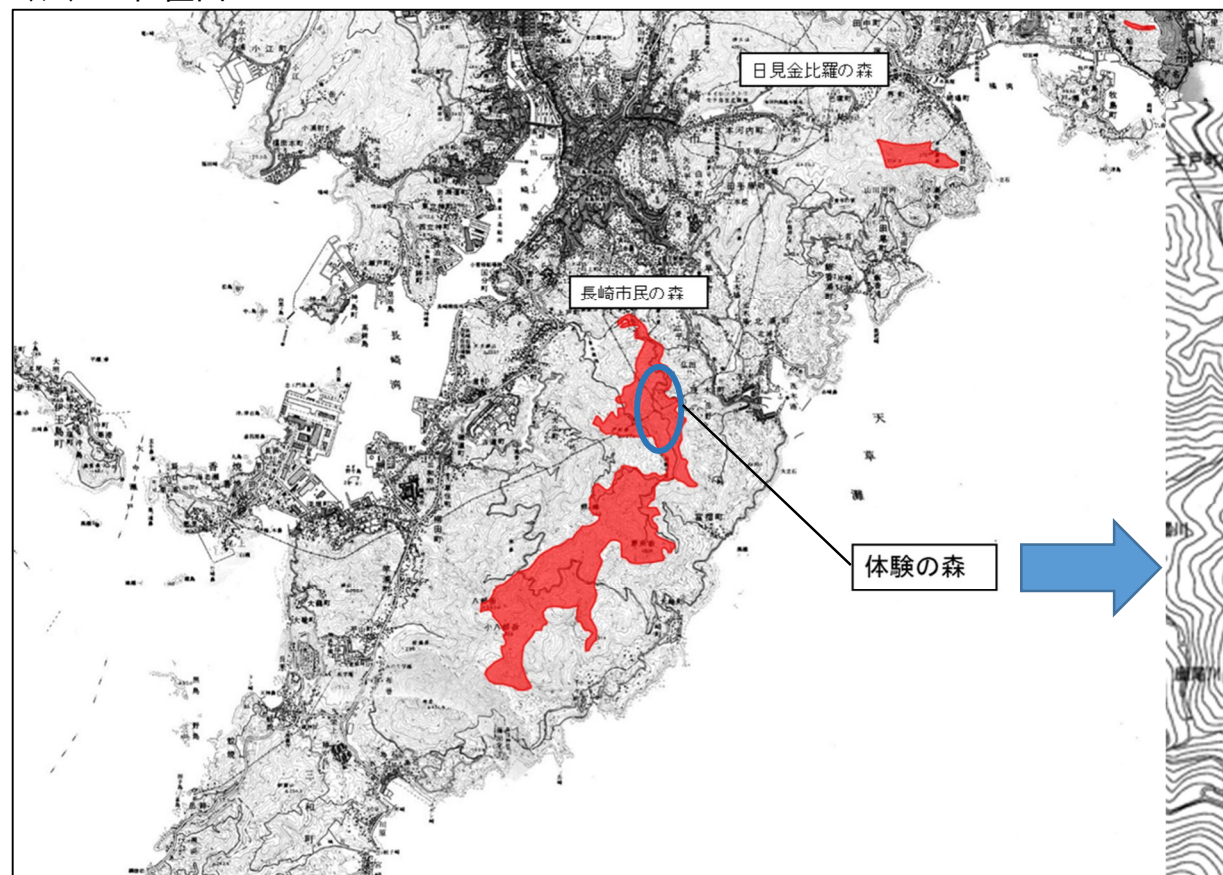
選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市野母崎高浜海岸交流施設	長崎市野母崎高浜海岸交流施設条例	(株) t o i t o i t o i	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	水産農林 政策課
	長崎市体験の森	長崎市体験の森条例	(株)シンコー	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	長崎市伊王島海水浴場交流施設	長崎市伊王島海水浴場交流施設条例	(株)K P G H O T E L & R E S O R T	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ条例	そとめ「食」と「農」の架け橋	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
非公募	長崎ペンギン水族館 たちばな漁港有料駐車場	長崎ペンギン水族館条例 長崎市漁港管理条例	(一財)長崎ロープウェイ・水族館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	長崎市植木センター	長崎市植木センター条例	農事組合法人古賀植木園芸組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	
	高島海水浴場 高島ふれあいキャンプ場	長崎市高島ふれあい海岸条例	高島振興協同組合	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	
	飛島磯釣り公園		西彼南部漁業協同組合		

(2) 公募予定施設

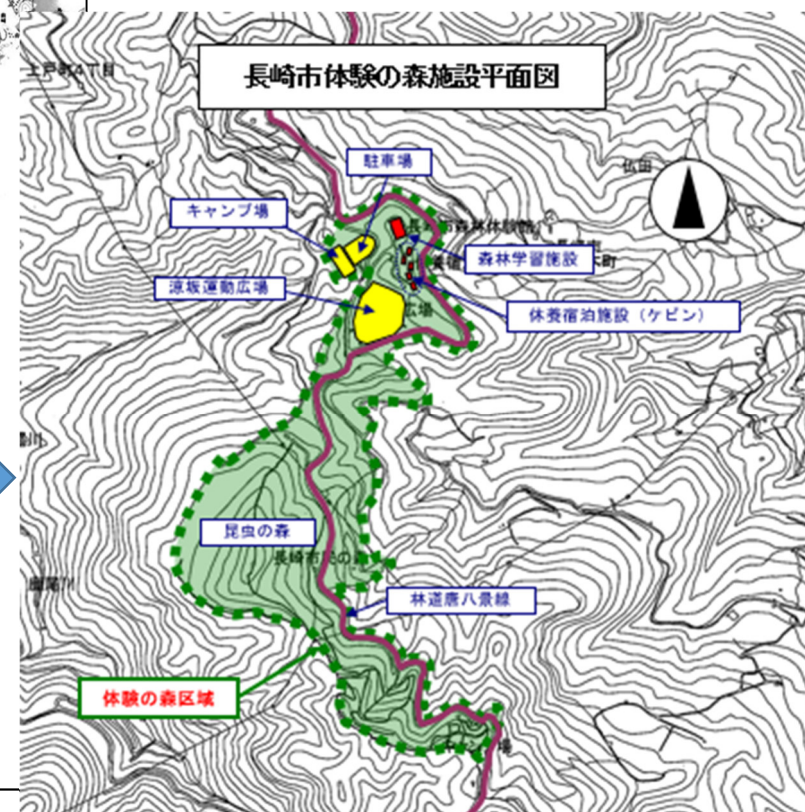
長崎市体験の森

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図 (配置図)



(ウ) 施設写真

森林学習施設（外観）	森林学習施設（内部）	休養宿泊施設（外観）	休養宿泊施設（内部）
			
キャンプ施設	涼坂運動広場	涼坂運動広場	駐車場
			

(エ) 名称	長崎市体験の森
(オ) 所在地	長崎市茂木町 1010 番地 1 ほか
(カ) 設置年月日	平成 6 年 7 月 1 日
(キ) 設置目的	市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資する。

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

施設名	区分	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
森林学習施設	利用者数	※内訳不明	7,486	3,964	3,819	5,667	5,831
休養宿泊施設	宿泊利用者数		1,715	1,223	1,127	1,646	1,510
	休憩利用者数		1,404	829	905	1,275	1,247
	計		3,119	2,052	2,032	2,921	2,757
キャンプ場	利用者数		155	216	451	878	491
運動広場	利用者数		9,898	7,058	6,948	5,787	5,717
計		25,124	20,658	13,290	13,250	15,253	14,796

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(千円)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	20,316	19,440	20,834	20,834	20,834	20,834

(ウ) 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	2,791	3,193	2,371	2,303	3,418	3,176

(エ) 主なサービス向上策

- a 情報発信について、多くの方々に情報が行き届くよう、広報ながさきやテレビ放送、ホームページにより施設及びイベント情報を発信しているほか、市内各小学校及び学童保育施設や類似施設等（県民の森、佐世保青少年の天地、長崎駅観光案内所等）へリーフレットを配布。
- b 団体利用促進を図るため、市内全学童に対し、団体向け体験プログラムの案内を実施。
- c 森林学習施設及び涼坂運動広場の開場時間の拡大（基準：10～16 時⇒9～17 時）。
- d キャンプ場利用期間を 10 月末までから 11 月末までに 1 か月延長したほか、3 月の土曜日についても利用できるよう拡大。
- e 森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供するため、多様な森林体験学習プログラムを実施。
 - (a) キッズ倶楽部のイベント開催（R 5：6 回、293 人）

「寒中登山」など、小学生を対象とした複数年参加型のイベントを実施し、野外での集団活動などを通じ、仲間との協力、ものの作りの楽しさを体験する機会を提供。
 - (b) 市民・ファミリー向けイベントの開催（R 5：11 回、313 人）

「親子キャンプ」など親子体験型のイベントを年間 10 回以上実施し、非日常活動の中で親睦を広げていく機会の場を提供。
 - (c) 耕作倶楽部の実施（R 5：12 回、241 人）

野菜の種まきから収穫までの農業体験や加工品作りなどを実施。
- f ボランティアを募り、森林の清掃や利用者ニーズに合わせた体験プログラムの改善を実施。

(オ) 評価

令和 5 年度の利用者数は、前年度とほぼ変わらず 14,796 人となった。

令和 5 年度の事業としては、森林体験学習としてタケノコ掘りや親子キャンプ、森の材料を使ったリース作りなど体験型イベントを実施するほか、地域団体等やボランティアと共に里山清掃や森林清掃を行った。特に令和 5 年度はキャンプ場の整備に力を入れ、安全なテントサイトを提供するため車が横付けできるよう整備し、ファミリーテントを張ることが可能なキャンプサイトも整備した。加えて、3 月から新たに桜園でのキャンプ場の運用も始まり、今後の利用者促進が期待される。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 株式会社 シンコー

(イ) 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(ウ) 次期の指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(エ) 選定方法 公募

(オ) 利用料金制 導入

(カ) 業務内容

a 施設の運営に関する業務

(a) 受付・案内

(b) 利用等の許可（取り消しを含む）

(c) 利用料金の徴収

(d) 利用に伴う備品の貸出し

(e) 利用実績の記録・集計

b 施設及び設備の維持管理に関する業務

(a) 保守点検

(b) 清掃・除草

(c) 修繕

(d) 安全管理

(e) 備品管理 等

c 自然体験学習に関する業務

d その他の業務

(a) 事業計画書及び収支予算書の作成

(b) 事業報告書の作成

- (c) 環境マネジメントシステムの運用における必要な記録の報告
- (d) 利用者等からの苦情への対応
- (e) 利用者増加に向けた広報・PR 活動
- (f) 緊急時の対応

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月 令和6年8月 令和6年9月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査） 指定管理者公募 ↓ ・公募締切
令和6年10月		審査（指定管理者候補者選定審査会） ・審査及び候補団体の決定
令和6年11月	11月議会	指定管理者の指定 ・指定議案審査 債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査

長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

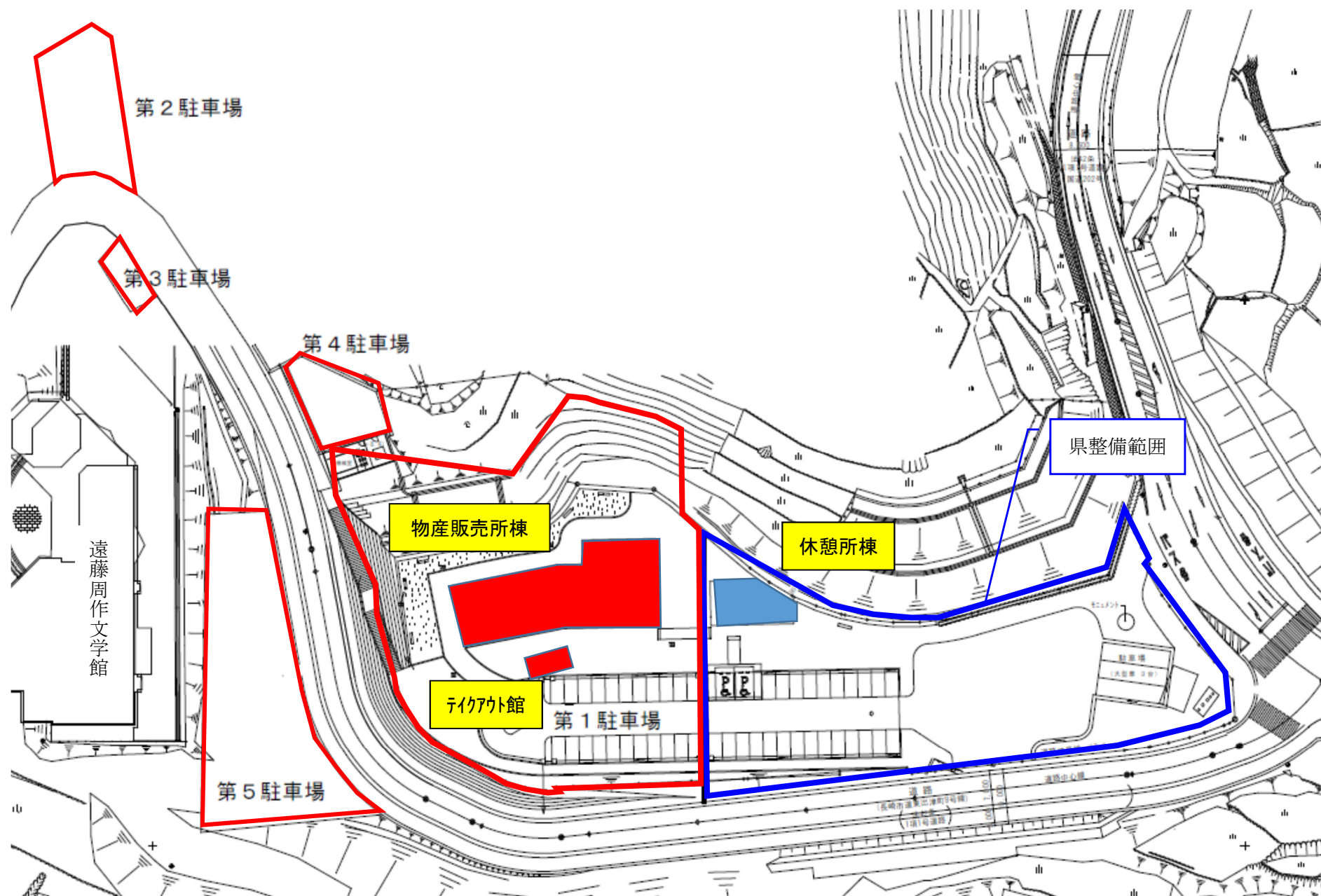
ア 施設の概要

(ア) 位置図



出典：国土地理院ウェブサイト <https://maps.gsi.go.jp/#11/32.771687/129.769135/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1glj0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>

(イ) 平面図 (配置図)



(ウ) 施設写真

全景	物産販売店内	レストラン
		
外観（西側より）	外観（東側より）	休憩所棟
		

- (エ) 名称 長崎市道の駅夕陽が丘そとめ
- (オ) 所在地 長崎市東出津町 149 番地 2
- (カ) 設置年月日 平成 18 年 4 月 1 日
- (キ) 設置目的 長崎市は、地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もつて地域の振興及び道路利用者の利便性の向上に資するため、長崎市道の駅夕陽が丘そとめを長崎市東出津町に設ける。

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移 (人)

年度	導入前 (H18 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
利用者数	232, 026	198, 937	173, 560	159, 071	172, 501	174, 218

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く (千円)

年度	導入前 (H18 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	19, 227	3, 320	4, 840	4, 840	4, 840	4, 840

(ウ) 利用料金収入 導入していない（利用料金となる収入がないため）

(エ) 主なサービス向上策

- a より多くの方々に情報が行き届くよう、広報ながさきやホームページ、新聞折り込み広告等でイベント情報を発信している。
- b 外海地区の農水産物の旬に合わせ、利用客数の増加を図るためイベントを実施している。
- c 外海地区農産物の生産量を維持するため、生産者に対し講習会等を開催している。
- d レストランの団体予約客に対し、長崎の食材を使った定食を提供し、定期的に受け入れを行っている。
- e テイクアウトでは、夕陽サンドセットなど様々なオリジナルメニューを考案、提供し利用者のニーズに応えている。
- f 伝統柑橘ゆうこうを使った土産品コーナーを設置し、利用者に提供している。

(オ) 評価

令和5年度の利用者数は、前年度と比較し1,717人(101.0%)の増となり、施設利用者数はコロナ禍の影響から持ち直してきている。

今後は、例年実施する地元特産品を活かしたイベントに加え、地域からの協力を得てさらに外海地区の魅力を引き出し、施設利用者が増加する取組みに期待する。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 そとめ「食」と「農」の架け橋

(イ) 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(エ) 選定方法 公募

(オ) 利用料金制 導入しない(利用料金となる収入がないため)

(カ) 業務内容

a 物産販売所の運営に関する業務

(a) イベント等の企画・実施

(b) 広告宣伝

b レストランの運営に関する業務

c 地域の情報の提供に関する業務

(a) 地域との意見交換(地域住民等、行政)

d 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務

(a) 施設及び設備の保守点検

(b) 施設の清掃

(c) 備品類の管理・調達

(d) その他の維持管理

e その他の業務

- (a) 事業計画書及び収支予算書の作成
- (b) 事業報告書の作成
- (c) 施設の環境マネジメントシステムの運用における必要な記録
(法定点検、施設点検等)の報告
- (d) 利用者等からの苦情への対応
- (e) 長崎県管轄の休憩施設と駐車場の施設清掃等の維持管理（別途契約）

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月 令和6年8月 令和6年9月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査） 指定管理者公募 ↓ ・公募締切
令和6年10月		審査（指定管理者候補者選定審査会） ・審査及び候補団体の決定
令和6年11月	11月議会	指定管理者の指定 ・指定議案審査 債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査

(3) 非公募予定施設

長崎ペンギン水族館・たちばな漁港有料駐車場

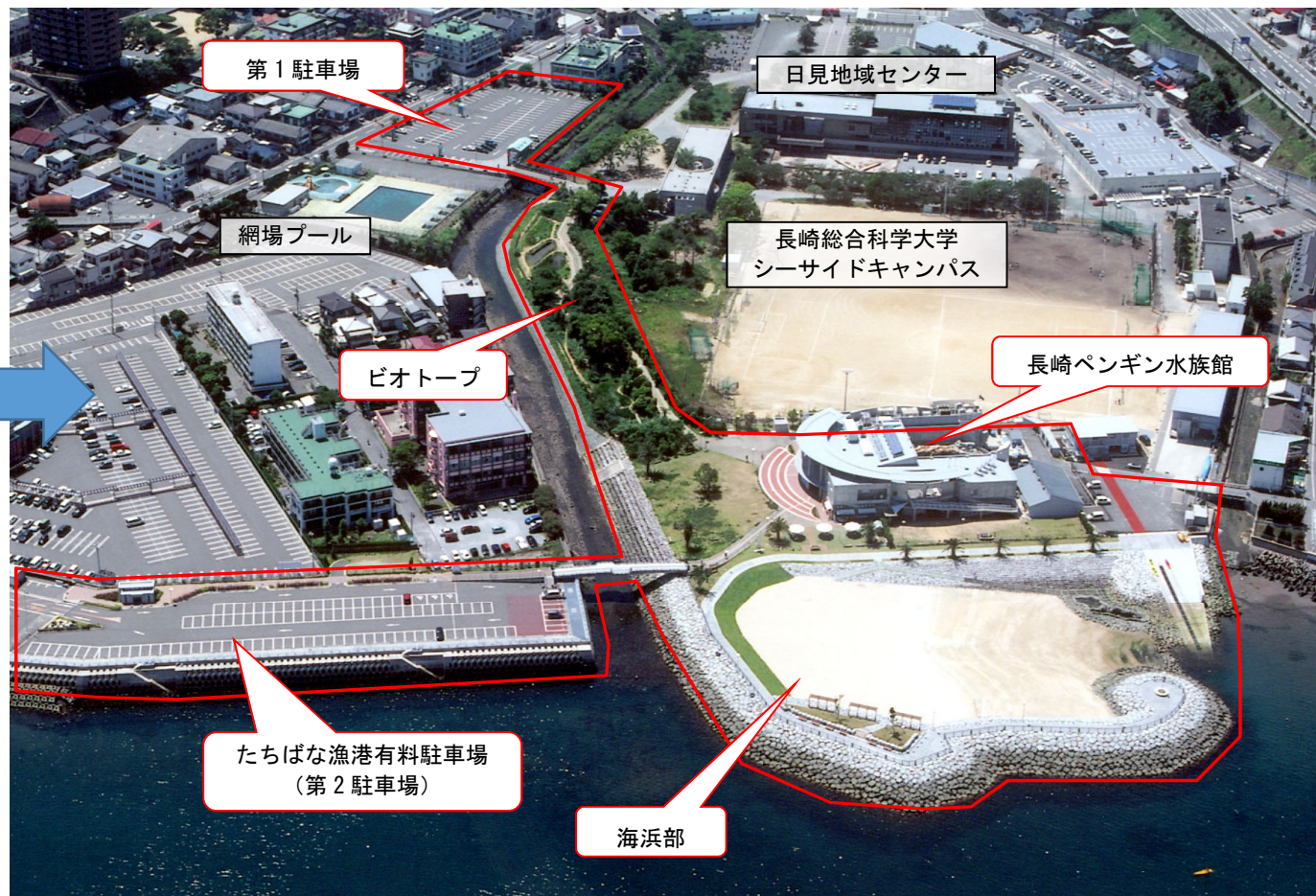
ア 施設の概要

(ア) 位置図



長崎ペンギン水族館

(イ) 平面図



第1駐車場

日見地域センター

網場プール

長崎総合科学大学
シーサイドキャンパス

ビオトープ

長崎ペンギン水族館

たちばな漁港有料駐車場
(第2駐車場)

海浜部

(ウ) 施設写真

水族館本体	コガタペンギン飼育展示舎	予備飼育棟	海洋体験館
			
ビオトープ	海浜部	第 1 駐車場	たちばな漁港有料駐車場 (第 2 駐車場)
			

(エ) 名称 長崎ペンギン水族館・たちばな漁港有料駐車場

(オ) 所在地 長崎市宿町 3 番地 16

(カ) 設置年月日 平成 13 年 4 月 22 日

(キ) 設置目的 市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより、市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の活用に資する。

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

a 長崎ペンギン水族館（第1駐車場含む）

年度	導入前 (H17年度)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
入館者数	224,374人	261,804人	120,408人	138,693人	218,498人	245,550人
利用台数	不明	48,309台	27,740台	30,231台	48,290台	51,943台

b たちばな漁港有料駐車場

(台)

年度	導入前 (H17年度)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用台数	不明	21,481	10,067	10,751	15,704	17,979

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

a 長崎ペンギン水族館（第1駐車場含む）

(千円)

年度	導入前 (H17年度)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
金額	154,835	81,143	122,735	129,726	126,142	100,589

※2年度～5年度は新型コロナウイルス感染症に伴う運営経費への影響を踏まえて委託料を算出している。

b たちばな漁港有料駐車場

(千円)

年度	導入前 (H17年度)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
金額	0	0	0	383	110	67

※3年度～5年度は新型コロナウイルス感染症に伴う運営経費への影響を踏まえて委託料を算出している。

(ウ) 利用料金収入

(千円)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
入 館 料	78,786	90,189	41,999	47,844	77,766	89,377
第 1 駐車場	14,115	※19,772	7,233	8,007	12,779	13,765
附属設備 (カヤック等)	514	402	16	21	48	269
たちばな漁港 有料駐車場	4,367	—	2,374	2,765	3,969	5,101
合計	97,782	110,363	51,622	58,637	94,562	108,512

※令和元年度については、たちばな漁港有料駐車場分も含む。

(エ) 主なサービス向上策

- a ガイドツアーやバックヤードツアー、ペンギンのエサやり体験等の体験型コンテンツのほか、「わけあって流されてます～海の流れモノ展」「NATURE SCIENCE CAMPUS in 長崎ペンギン水族館」といった企画展等、来館者の興味を引く多数の実施による満足度向上の取組。
- b 令和 3 年度に整備したキッズルームについて、利用者からのアンケート結果を反映させ、グッズの展示や玩具・遊具の追加等の環境整備を適宜実施し、子ども連れのファミリー層が楽しくくつろげる空間の提供。
- c 情報発信について、CM 放送（年末年始）、ラジオ放送、交通要所（長崎空港、JR 長崎駅）への広告やリーフレット・チラシ等の設置を行っているほか、各種 SNS を用いてリアルタイム情報を発信し、時代・流行に応じた発信手法に柔軟に対応し、多くの方々に行き届く情報の提供。
- d ペンギンの飼育について、世界最多の 9 種類であるが、引き続きこの強みを活かしていくため、国内各所の水族館とのブリーディングローン（※1）や等価交換（※2）を積極的に活用した種の保存の取組。
- e 令和 2 年度から開始した「売店・飲食事業」について、アンケート等により、利用者ニーズを把握・分析し、ペンギン及び水生生物をテーマとしたぬいぐるみ等の雑貨や地元特産品の販売を中心とした店舗展開を実現しているほか、地元スイーツ店との連携による水族館オリジナルスイーツの販売等にも取組によるサービス向上及び収益力強化。

※1：ブリーディングローンとは、動物園（水族館）同士が飼育動物の繁殖のため動物を貸し出し、あるいは借り入れする契約をいう。動物の所有権を残したままで、生まれた子供は貸し手と借り手で分配する。動物の購入費がかからないので、希少動物の移動も活発に行え、近交劣化を防止するメリットがある。

※2：等価交換とは、動物園（水族館）同士が飼育動物の繁殖のため動物を交換する制度であり、動物の所有権も移動する。等価の交換であるため、購入費は発生しない。

(オ) 評価

令和5年度の利用者数は、前年度比約 112.4% (+27,052 人) で、令和4年度の利用者数を上回りコロナ禍の影響がほぼなくなりつつある状況である。

令和5年度の事業としては、年間を通じてペンギンの特徴や行動に着目するイベントや、季節ごとに工夫した企画展等を開催し、観光客だけではなくリピーターの確保にも努めることができた。

また、情報発信としてはチラシ等だけではなく各種 SNS の活用を積極的に行い、フォロワー数も増加している。

加えて、令和5年度には、入退場システムや駐車場の事前精算機のキャッシュレス決済の導入及び完全個室のベビーケアルームの設置を行い、より利用者に寄り添った施設の活用を行っており、良好なサービスの提供がなされている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 一般財団法人 長崎ロープウェイ・水族館

(イ) 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(ウ) 次期の指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(エ) 選定方法 非公募

【非公募の理由】

「高度な専門性を要する場合」に該当

a 長崎ペンギン水族館

ペンギンの飼育・繁殖には高度な専門性が必要であり、一般財団法人長崎ロープウェイ・水族館は長年の飼育実績によるノウハウを有しているほか、同団体は水族館の運営を行うために設立された市の外郭団体であり、引き続き指定管理者として指定することで、安定的な施設の運営を行えるため。

b たちばな漁港有料駐車場

利用者の大半が水族館の入館者であり、水族館と一体的に管理を行うことで、効率的な管理を行えるため。

(オ) 利用料金制 導入

(カ) 業務内容

a 施設の運営に関する業務

- (a) 受付・案内
- (b) 利用料金の收受
- (c) 利用に伴う備品類の貸出し
- (d) 利用実績の記録・集計
- (e) 広告宣伝 等

b 水族館に展示する生物の飼育及び繁殖並びに飼育、繁殖及び展示技術の研究に関する業務

c 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (a) 保守点検
- (b) 修繕
- (c) 清掃
- (d) 樹木等の管理
- (e) 警備
- (f) 水質検査
- (g) 備品類の管理・調達 等

d 施設の設置目的を果たすための体験事業等の実施に関する業務

e 水族館内の売店・飲食店の運営に関する業務

f その他施設の運営に必要な業務

- (a) 事業計画書及び収支予算書の作成
- (b) 事業報告書の作成
- (c) 環境マネジメントシステムの運用における必要な記録（法定点検、施設点検等）の報告
- (d) 従業員研修
- (e) 利用者アンケートの実施及び報告

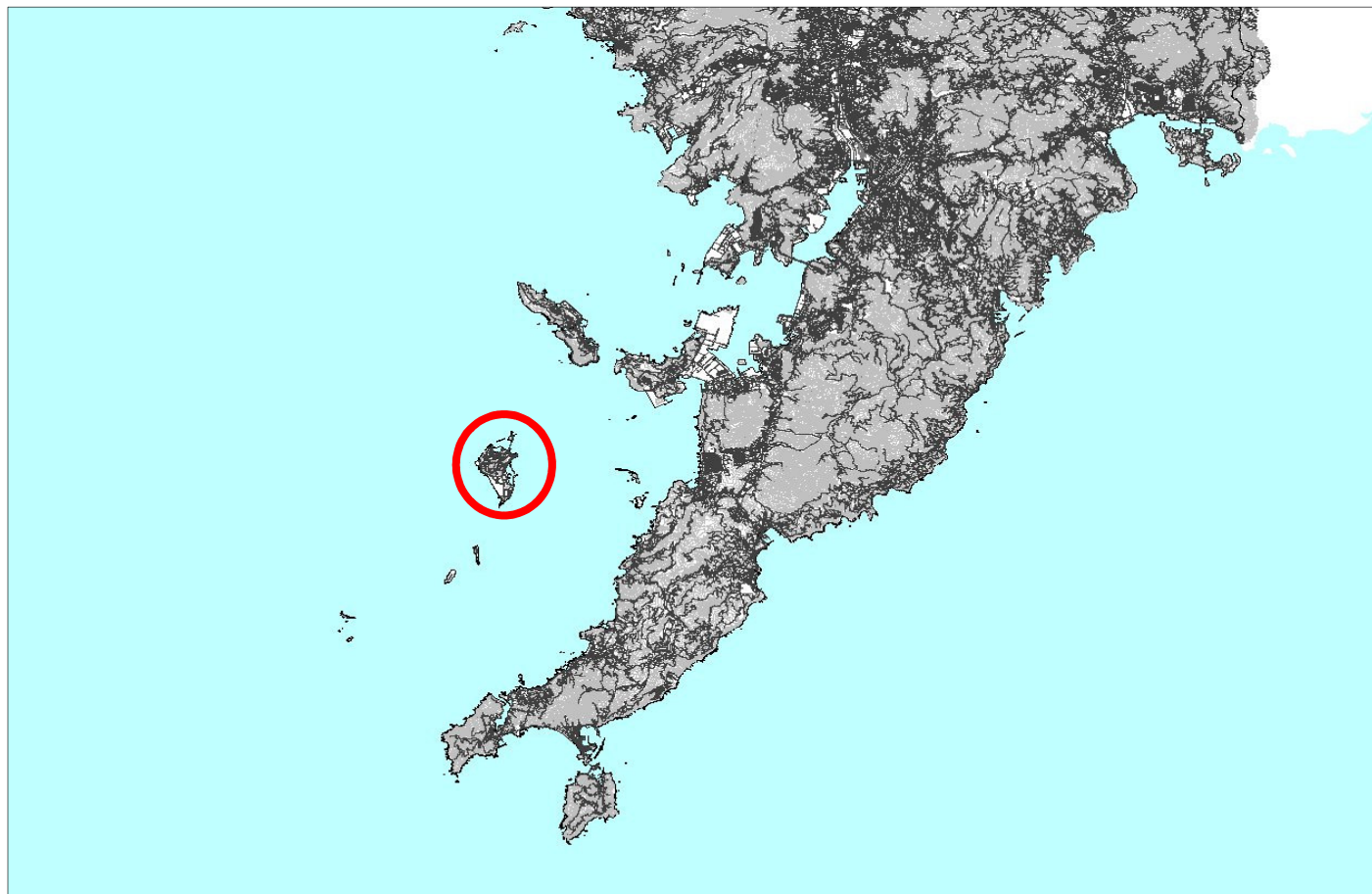
エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会 11月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月		・特定団体に仕様書等を提示
令和6年9月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和6年10月		・特定団体の決定
令和6年11月		指定管理者の指定 指定議案審査 債務負担行為の設定 補正予算議案審査

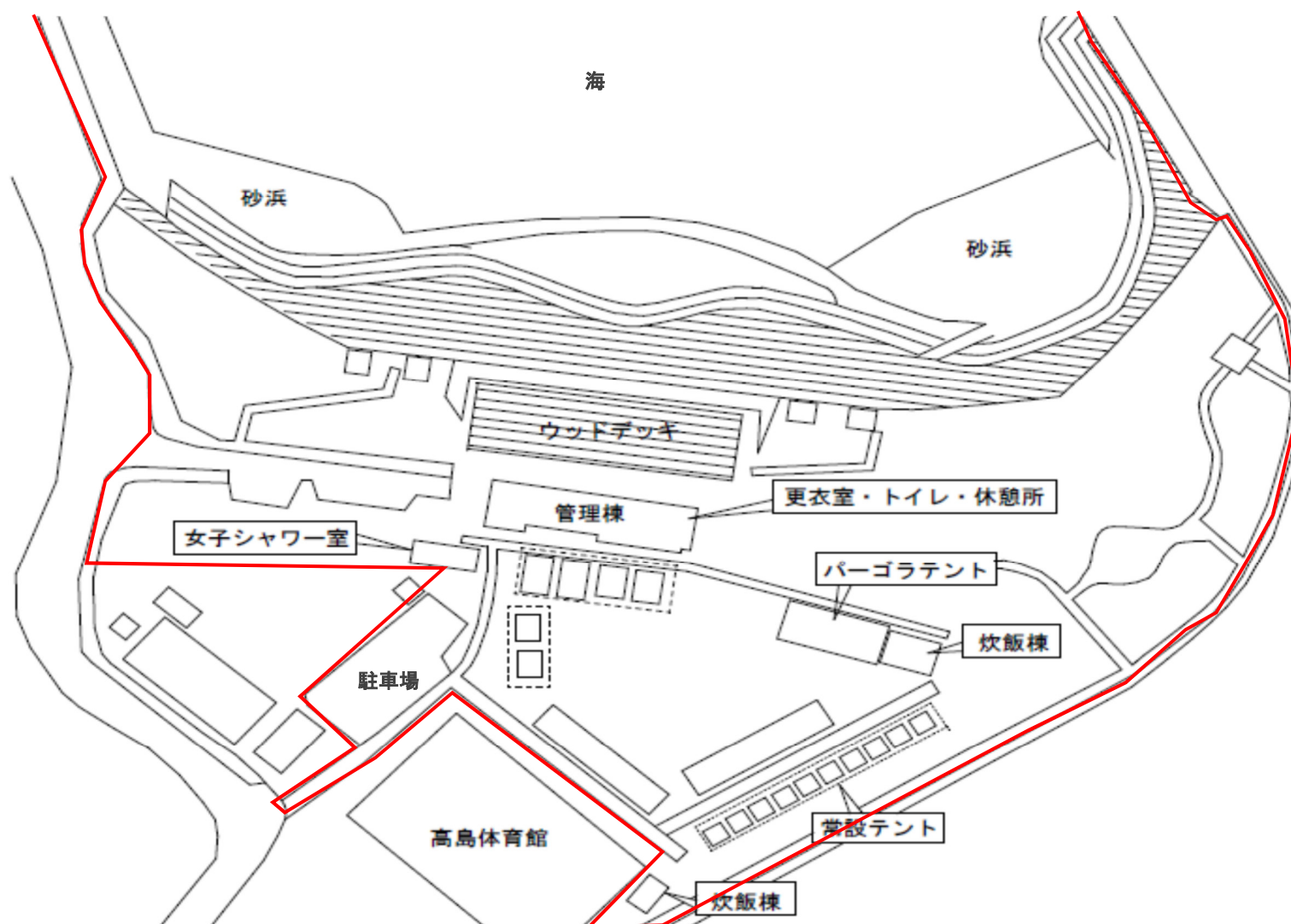
高島海水浴場・ふれあいキャンプ場

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図 (配置図)



(ウ) 施設写真

高島海水浴場（全景） 	海水浴場ウッドデッキ 	海水浴場管理棟 
管理棟 2 階部分 栈敷 	ふれあいキャンプ場台 固定式テント 	キャンプ場パーゴラテント 

(エ) 名称 高島海水浴場・ふれあいキャンプ場

(オ) 所在地 長崎市高島町 2709 番地 5

(カ) 設置年月日 (高島海水浴場) 平成 9 年 7 月 20 日

(高島ふれあいキャンプ場) 平成 9 年 4 月 1 日

(キ) 設置目的 市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海岸(以下「高島ふれあい海岸」という。)を長崎市高島町に設ける。

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移 (人)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
海水浴場	9,174	8,355	4,944	4,822	5,784	6,302
キャンプ場	3,239	3,320	1,413	1,260	1,872	2,074
合 計	12,413	11,675	6,357	6,082	7,656	8,376

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く (千円)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	6,252	9,317	9,380	9,456	9,628	9,875

(ウ) 利用料金収入 (千円)

年度	導入前 (H30 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	1,373	1,081	654	488	707	736

(エ) 主なサービス向上策

- a UMIBOUZ、タカシマタカラジマ、高島 IN 双六、青空楽校等のイベント会場として施設集客及び高島地区の交流人口の拡大に寄与。
- b 施設ホームページや SNS などによる施設情報やイベント情報の発信による利用促進。
- c 海水浴パック（船賃、商品購入券、バス券が 430 円お得なセット券）の実施による施設の利用促進。
- d ライフジャケット、シュノーケリングフィン及びゴーグルなどのレンタルや炭、卓上コンロボンベや紙食器などの物販などの自主事業の拡大における利用客の利便性の拡大。

(オ) 評価

令和 5 年度の施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度（11,675 人）の利用者数には及ばなかったものの、前年度と比較し 720 人の増（109.4%）となり、回復傾向にある。

高島で実施される各種イベント・催し（まちあるきや音楽イベント等）の開催にあたっては、中心的な役割を果たす等積極的に携わっており、高島全体の活性化を考えて取り組んでいるほか、協定書及び仕様書の内容をよく理解し、適正な施設運営を行っている。

また、令和 4 年度から開始し、利用者から好評を得ている販売・レンタル事業（キャンプ用消耗品、ビーチグッズ）に加え、高島における夏場のレクリエーションの中心的な役割を担う施設として、高島内の各施設・団体等を巻き込みつつ、利用者増加を図るための取組みが行われており、今後、さらに高島全体の活性化につながる施設運営が期待される。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 高島振興協同組合

(イ) 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(ウ) 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(エ) 選定方法 非公募

【非公募の理由】

「地域との連携が特に求められる施設で、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体等に管理させる場合」に該当

当該施設は、高島地区の地域活性化を担う主要なレクリエーション施設であり、高島地区イベント実行委員会とも連携しイベントを実施していることから、地域との連携が特に求められる施設である。

高島振興協同組合は、高島町の振興及び発展のため、地域の資源・施設を有効利用し、地域組織との連携を深め、住民福祉の向上を図ることを目的として地域住民で組織・設立された団体で、当該団体に管理を任せることにより、同地区の事業者間の連携などによる同施設の有効活用や集客が期待され、地域経済の活性化や交流人口の拡大に寄与するものと考えられる。

また、高島地区は離島及び過疎地域であることから、地域振興や地元雇用に対する配慮が必要であり、地域団体である高島振興協同組合に管理を行わせることが適当であると考えられる。

(オ) 利用料金制 導入

(カ) 業務内容

a 施設の運営に関する業務

(a) 施設の受付、案内

(b) 行為の許可（取り消しを含む）

(c) 施設の使用料の徴収 等

b 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (a) 施設及び設備の保守点検
- (b) 施設の安全管理
- (c) 施設及び敷地内の清掃 等

c その他の業務

- (a) 事業計画書及び収支予算書、事業報告書の作成
- (b) 利用者等からの苦情への対応
- (c) 利用者増加に向けた広報・PR 活動 等

(キ) その他

コロナ禍を経てのアウトドア志向の高まり及び高島唯一の宿泊施設の廃止に伴う需要の高まりからキャンプ期間を現在の期間（7月20日から10月31日まで）から3月1日から11月30日までに延長予定。

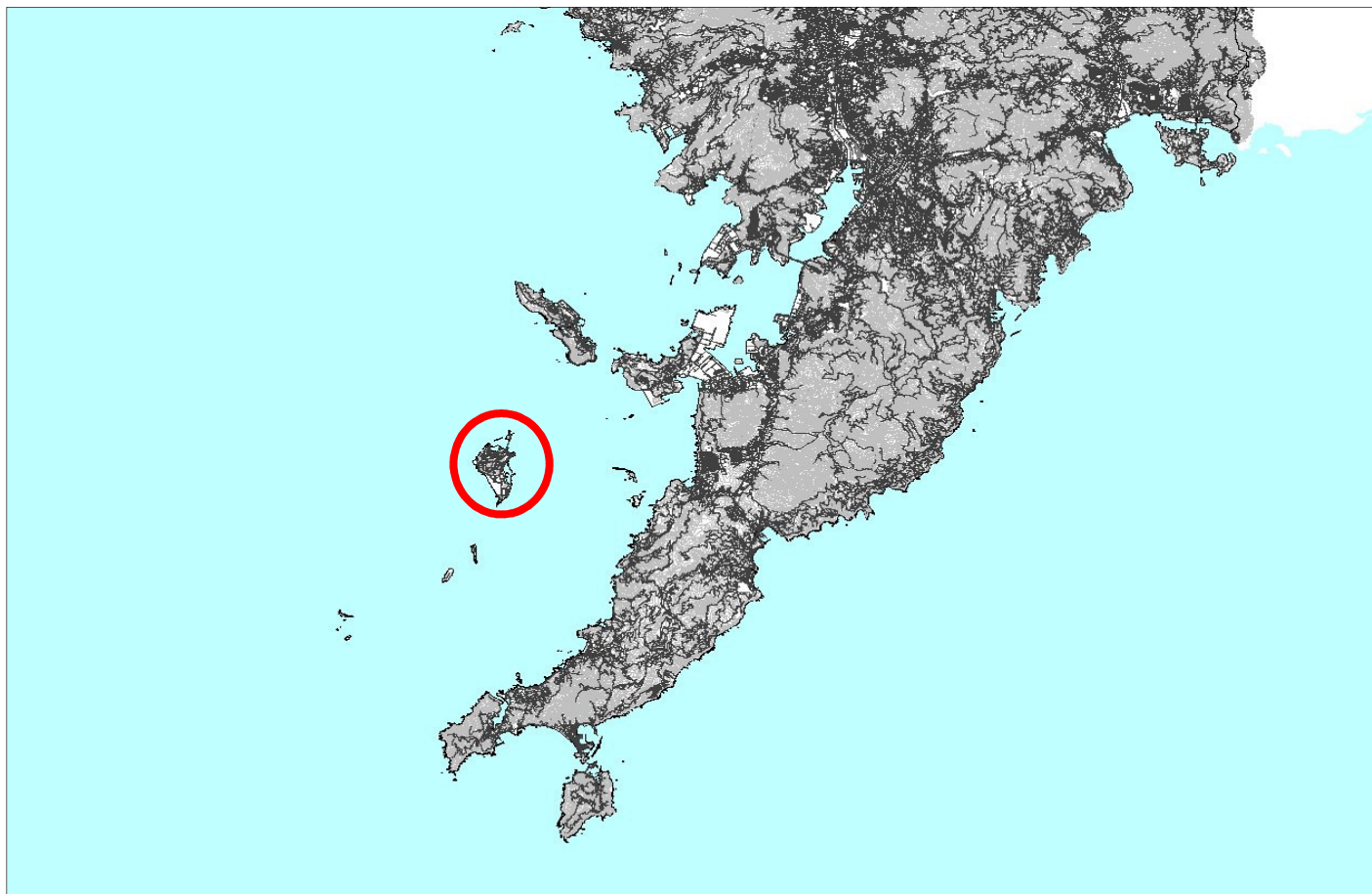
エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月 令和6年8月 令和6年9月 令和6年10月 令和6年11月	6月議会 11月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査） ・特定団体に仕様書等を提示 ・特定団体から指定に必要な書類を受領 ・特定団体の決定 指定管理者の指定 ・指定議案審査 債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査

飛島磯釣り公園

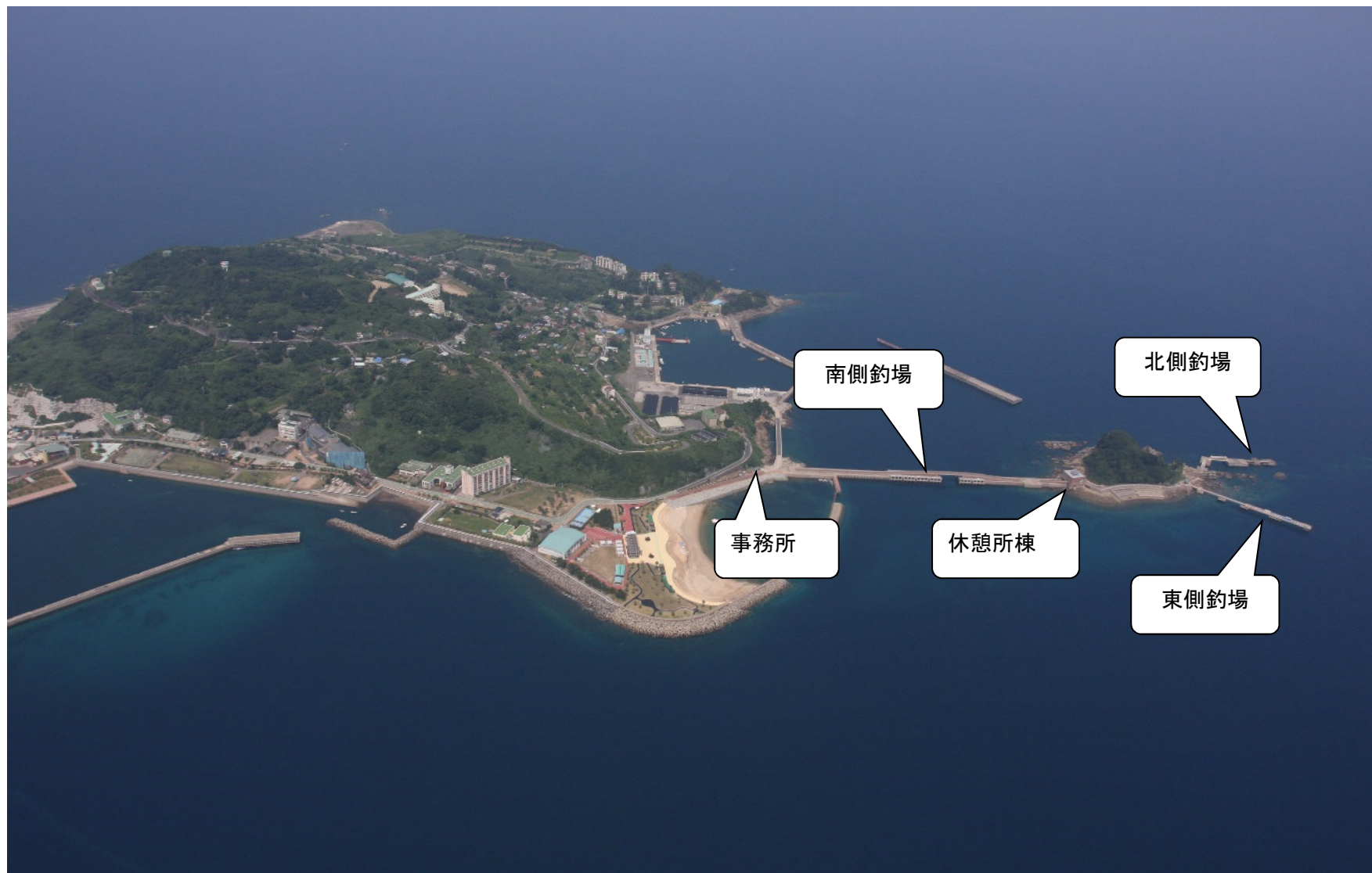
ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図 (配置図)

航空写真



(ウ) 施設写真

南側釣台（全景）	南側釣台	東側釣場（全景）	東側釣場
			
北側釣場（全景）	北側釣場	休憩所	休憩所棟
			

(エ) 名称 飛島磯釣り公園

(オ) 所在地 長崎市高島町 1726 番地ほか

(カ) 設置年月日 平成 12 年 7 月 1 日

(キ) 設置目的 市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海岸（以下「高島ふれあい海岸」という。）を長崎市高島町に設ける。

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移 (人)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
入園者数	7,814	7,097	5,184	5,221	5,591	6,084

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く (千円)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	12,456	13,602	11,665	11,665	11,665	11,665

(ウ) 利用料金収入 (千円)

年度	導入前 (H17 年度)	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
金額	2,980	3,363	2,482	2,512	2,625	2,875

(エ) 主なサービス向上策

- a 開場日数の増による施設利用促進、利便性の向上。(基準：年末年始6日間休⇒1/1のみ休)
- b 施設ホームページによる釣果や施設情報の発信、利用促進。
- c 釣りパック(400円お得な往復船賃、入園料のセット販売)の実施による施設の利用促進。
- d 独立採算による釣り具店の運営により、エサの販売や釣竿等のリース、ライフジャケットのリースなどにより、手ぶらでも釣りができる公園として利用客の促進。
- e 子ども釣り体験や釣り大会など、地域や民間のイベントと連携するなど新たな客層の取り込み。

(オ) 評価

令和5年度の施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度(7,097人)の利用者数には及ばなかったものの、前年度と比較し493人の増(108.8%)となり、回復傾向にある。

施設管理に関しては、洋上施設であることから特に安全面には留意する必要があることを踏まえ、日常的な見回りや市への報告、修繕等が適正に行われているほか、公式ホームページにおける日々の釣果発信や新聞の釣果欄への投稿等、利用者の関心を集める集客促進のための取組みもしっかりとなされている。

また、釣り大会や子どもの釣り体験の会場としても利用される等、高島におけるレクリエーションの重要かつ魅力的なコンテンツの1つとなっており、今後においても、高島内の各施設・地元団体や釣り関連団体等と連携しつつ、さらなる利用者増加が図られ、高島全体の活性化につながる施設運営が期待される。

ウ 施設の今後のあり方

(ア)【当初方針】長崎市公共施設の適正配置基準（抜粋）

長崎市内唯一の釣り公園で、地域振興及び地域活性化を目的に開設されましたが、近年は、自然海岸や堤防での釣りの意向が高く、高島地区においても同様であることから、釣り公園の用途としての施設の必要性は低くなっていると考えられます。
今後の利用状況を踏まえ、レクリエーション施設としての釣り公園は用途廃止を含め令和6年度までに検討します。

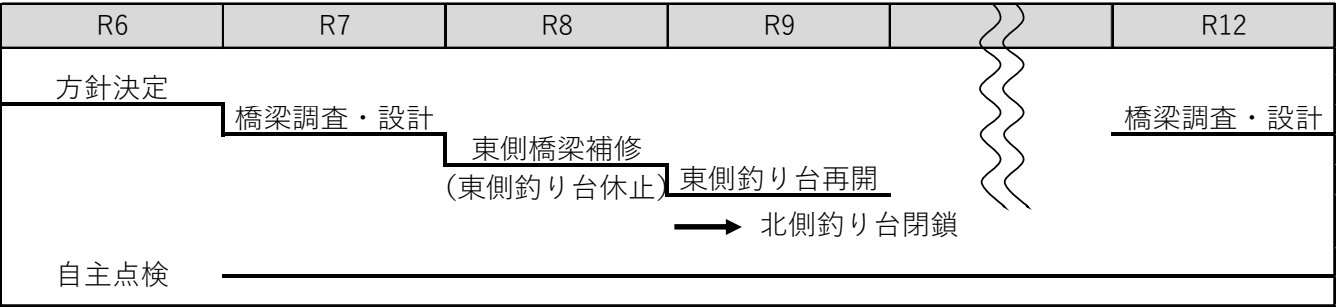
(イ) 施設を取り巻く状況

令和5年度以降、新たな地域活性化の動き（ブルーエコノミーによる研究者等の来島者の増加、初めての修学旅行誘致（120名/回）、地域主体による「シュノーケリング」や「海の環境学習」「キャンプ場BBQ」と「釣り」をパッケージ化したツーリズム商品の開発等）が始動している。
このことから、釣り公園は地域活性化の動きの有力なコンテンツの一つであることを踏まえ、維持管理に係る経費節減を図りつつ、施設としては存続させ、これからの高島全体を巻き込んだ地域活性化に役立てていく必要がある。

(ウ)【新方針】長崎市公共施設の適正配置基準（抜粋）

長崎市内唯一の釣り公園で、地域振興及び地域活性化の役割を果たしており、また、大学や地域主体による地域活性化の動きが始動し、今後、新たなニーズの創出や開拓が期待されることから存続させることとしますが、施設の集約の観点及び維持管理にかかる経費節減の観点から、北側釣り台については、用途廃止とします。なお、釣り公園全体のあり方については、今後の利用者の推移、施設の耐用年数等をみながら検討します。

■参考：今後のスケジュール



エ 次期指定管理者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 西彼南部漁業協同組合
- (イ) 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (ウ) 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (エ) 選定方法 非公募

【非公募の理由】

「地域との連携が特に求められる施設で、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体等に管理させる場合」に該当

当該施設は、高島海域上に位置していることから、釣りとの共存を図る必要があるため、地域住民である漁業者の理解・協力が求められる。西彼南部漁業協同組合は、地域の漁業者で構成され、当該施設の周辺水域の漁業権を有し、水産資源の保存及び管理を担い、漁村地域の振興を図る団体であることから、同組合を非公募で選定することが適当と判断する。また、当該水域に精通しており、利用者である釣り客の利用のサービスやトラブルに対して適切な対応が期待できる。

- (オ) 利用料金制 導入

(カ) 業務内容

a 施設の運営に関する業務

- (a) 施設の受付、案内
- (b) 施設利用等の許可（取り消しを含む）
- (c) 利用料金の徴収 等

b 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (a) 施設及び設備の保守点検
- (b) 施設の安全管理
- (c) 施設及び敷地内の清掃 等

c その他の業務

- (a) 釣具等販売業務（独立採算制）
- (b) 事業計画書及び収支予算書、事業報告書の作成
- (c) 利用者増加に向けた広報・PR 活動 等

オ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月		・特定団体に仕様書等を提示
令和6年9月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和6年10月		・特定団体の決定
令和6年11月		指定管理者の指定
	11月議会	・指定議案審査
		債務負担行為の設定
		・補正予算議案審査